令和８年（フ）第１１５５号
福岡県春日市弥生４丁目４番地１　エルディム弥生２―103号
破産者　荒木　瑛里
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１６７号
福岡市博多区昭南町３丁目４番２―101号　ラ・メール南福岡、前住所福岡市博多区麦野６丁目４番16―405号　リアンレガーロ雑餉隈駅
破産者　羽賀　　史
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１７９号
福岡市博多区諸岡２丁目11番12―501号　リオン２＆２
破産者　安永　健太
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２１５号
福岡県糸島市二丈深江八丁目28番７号
破産者　鍵山　信吾
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２５８号
福岡市博多区博多駅前２丁目19番17号　トーカン博多第５キャステール　1010号
破産者　岩永　美保
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２８１号
福岡県太宰府市朱雀２丁目９番15号
破産者　中川　絢可
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３３４号
福岡県糟屋郡志免町王子３丁目１番14号
破産者　竹中　義人
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１０号
福岡市博多区井相田３丁目14番38―301号　ローヤル南福岡
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８２号
大分市大字上宗方1299番地の１　カーサ喜楽102
破産者　安部　麻穂
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１７号
鹿児島市希望ヶ丘町６番10号
破産者　植村　絹子
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２号
青森県黒石市緑町二丁目60番地　千葉アパート107号、旧住所青森県黒石市緑町四丁目96番地　十三森ハイツ101号
破産者　長利恵美子（旧姓松田）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５３号
青森県八戸市大字尻内町字矢沢32番地
破産者　三浦　千穂
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８１号
青森県八戸市大字糠塚字南長市７番地１　トミトモハイツ５号室
破産者　大村　光佑
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第６５３号
宮城県塩竈市新浜町１丁目23番30号　グリーティング華203号
破産者　千葉　聖良
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２５８号
神奈川県平塚市四之宮１丁目15番34―601号　パークロイヤルヒルズ、前住所福島県郡山市図景一丁目10番16号
破産者　松本　愼吾
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
福島県田村郡三春町字一本松34番地　一本松34団地103号
破産者　金子　夕季（旧姓橋本）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３８号
福島県郡山市富久山町久保田字古町249番地の６　パンプキンハイツ206号、前住所福島県福島市南沢又字下並松４番地の４
破産者　角田　善稔
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４３号
福島県会津若松市西栄町７番33号、前住所千葉県流山市東初石４丁目195番地の２　レオパレスオークヒルズＣ―108
破産者　宮里　　慧
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係